

狛江市地域防災計画（令和7年修正）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について  
（各部等からの意見を受けた追加の修正）

1 震災編

○ 協定機関等の一覧（第1部第8章）への追加

区 分	団体の名称	協定の名称等	記述箇所
物資等の提供	有限会社東京オストミーセンター	災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定	71
輸 送	営利法人アジュリプレイス合同会社アジュリケア	災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定	72
その他	株式会社Ooitto ハーティネス狛江	災害時における狛江市とハーティネス狛江との要介護高齢者の安否確認等に関する協定	73

※ 今後も新たな協定の締結等がなされる可能性があるため、協定機関等は第2回防災会議前に再度アップデートを図る。

○ 情報通信の確保（第2部第5章）における現在の対策の状況（コミュニティラジオFM放送に関する部分）の修正

提示した素案の記述	意見を踏まえた修正案	理 由	記述箇所
○ 市内のコミュニティラジオFM放送局と災害協定を締結し、情報発信の強化を図っている。	○ 市内のコミュニティラジオFM放送局と災害協定を締結し、情報発信の強化を図っているほか、 <u>自動起動機能付き防災ラジオを避難行動要支援者で個別避難計画を作成済みの希望者に配布し、災害時における緊急情報等の迅速な伝達を図っている。</u>	現状の反映	134

## 2 風水害編

- 「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義を追加  
それぞれの用語の初出の箇所に震災編にある定義を脚注として追加

用語	脚注の記述	記述箇所
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者。高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。	24
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者であり、市が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる者。	31

- 重複する内容の記述の整理（第2部第2章）

提示した素案の記述	意見を踏まえた修正案	理由	記述箇所
<p>第5節 都市型水害対策</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) ハード対策</p> <p>市は、都とともに河川の整備の推進、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。 <u>併せて、狛江市雨水流出抑制施設設置要綱に基づく治水対策を実施する。</u></p>	<p>第5節 都市型水害対策</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) ハード対策</p> <p>市は、都とともに河川の整備の推進、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。<u>(下線部分を削除)</u></p>	<p>削除する部分にある「狛江市雨水流出抑制施設設置要綱」で実施する事項は、前半部分にある「貯留・浸透施設などの流域対策」となるため、内容上記述が重複</p>	26

- 下水道施設の整備目標値の修正

提示した素案の記述	意見を踏まえた修正案	理由	記述箇所
<p>市は、最も基本的な対策である河川・下水道施設の整備・更新により、時間雨量<u>50mm</u>までの浸水を解消していく。</p>	<p>市は、最も基本的な対策である河川・下水道施設の整備・更新により、時間雨量<u>65mm</u>までの浸水を解消していく。</p>	<p>狛江市雨水管理総合計画（令和6年10月）の記述に整合</p>	27